

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ（公募）	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●利用状況報告（月次） ●不定期の施設視察	利用者の満足度調査等	●各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月に2回程度
-------------	--	------------	------------------	---------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	163,900,000	45,367,955	-	530,178	297	-	別紙	-
令和2年度	163,900,000	35,721,450	-	353,236	305	-	別紙	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	インターネット予約システムを活用し、予約の公平性を期している。奈良市や指定管理のホームページ、市民だより等で広報を行い、広く周知活動を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者独自のホームページを作成し、適宜情報を更新するなど情報発信に努めている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の保護に関する研修を実施し、法令遵守に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	社内規定に基づき適切に会計処理を行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の軽微な修繕・補修を積極的に実施し、設備の状態を巡回して確認し、法定点検等も適正に実施している。また、周辺の清掃作業やグラウンド整備を日常的に行い、健全な施設の状態を維持するとともに、景観に配慮した植栽地管理を自主的に実施している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	危険箇所を把握し、施設の安全確保に努めている。災害予防の為、排水側溝の泥上げを実施するなど危機管理に対する意識も高い。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮 させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	陸上競技場の芝生の管理状況については高水準で維持できている。利用者からの要望に対して適切に対応している。	A
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの影響で計画通りの実施は難しかったが、感染防止対策を講じ、教室や大会を実施することが出来た。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	接客・電話対応研修、CS(顧客満足)向上研修、CPR・AED研修等の研修を実施し、職員の資質向上に努めている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の範囲内で管理運営ができています。体育設備や芝生管理においては蓄積されたノウハウを活かし、効率的な管理修繕を行っている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う 能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	職員体制を見直し、管理業務の質の向上に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	スタッフ育成のため接客、電話対応などの研修を実施した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内で計画的に施設運営を行っている。	B
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成すること のできる団体 であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	健康志向、競技志向、リハビリ、成人病予防などあらゆるニーズに対応できる施設として、幅広い視点で管理運営するとともに、付加価値のあるサービス提供を目指している。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	行政の実施する事業について、一定の協力が見られる。市からの要請に対しても適切に対応している。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか	受付・自主事業などの担当者を選任し、日々のコミュニケーションから利用者の意見を収集しやすい環境の醸成に努めている。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	アンケートを実施するなど、改善すべき事項を把握し、より良い施設サービスの向上を目指している。	B

5. 総合評価

総合評価	施設管理において、行政と十分な連携がとれており、円滑かつ健全な管理運営を行っている。 特に芝生の管理は高いレベルで行われ、利用者に対するサービスも向上している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和3年度	令和2年度
1	鴻ノ池陸上競技場主競技場	87.0%	90.0%
2	鴻ノ池陸上競技場補助競技場	69.7%	66.5%
3	鴻ノ池陸上競技場投てき練習場	40.8%	30.9%
4	鴻ノ池陸上競技場多目的広場	48.9%	35.4%
5	鴻ノ池球場	67.6%	61.0%
6	鴻ノ池コート	89.8%	74.6%
7	中央体育館	95.7%	78.3%
8	中央第二体育館	87.7%	86.3%
9	南部生涯スポーツセンター 体育館	79.3%	87.9%
10	南部生涯スポーツセンター 球技場	47.5%	44.4%
11	南部生涯スポーツセンター コート	31.3%	28.5%
12	南部生涯スポーツセンター 多目的コート	29.2%	27.8%
13	柏木球技場	52.7%	62.0%
14	柏木コート	52.8%	54.7%
15			

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	中央武道場等4施設	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団（非公募）	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの普及振興を図るとともに文化の向上に資するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月） ●不定期による現場視察	利用者の 満足度調査等	●ご意見箱の設置 ●各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月に2回程度
-----------------	--	----------------	------------------------------	-------------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	59,100,000	7,011,085	-	60,976	310	-	別紙	-
令和2年度	59,100,000	6,262,170	-	56,648	264	-	別紙	-
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	インターネット予約システムを活用し、公平性を期している。奈良 市や総合財団のホームページ市民だより等で広報を行い、広く周 知活動を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及 び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	指定管理者において、情報公開に関する要綱等を定め、総合財 団ホームページ上でも様々な情報公開に努めている。	適
	法令遵守に対する考え方及 び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	個人情報保護要綱を定め、施設使用申請書等の個人情報につ いては、施錠できる場所で保管している。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	会計ソフトを活用し、指定管理者において庶務規定、会計処理規 定を定め適切に執行している。また、公認会計士による月次監査 を実施しており、外部のチェックが入る体制が出来ている。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設 の維持管理について、業務仕様書に定める水準どお りに行われたか。	軽度の修繕・補修などは、職員が積極的に行っている。また、法 定点検等についても適正に実施している。チェックシートの作成 などを進めており、管理体制の向上が見られる。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方 策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・ 災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定め る水準どおりに行われたか。	危険箇所や修繕の必要性などについて、こまめに担当課に連絡 があり、危険箇所は立ち入り禁止とするなど施設の安全確保に 努めている。危機対応マニュアル等を作成しており、安全な施設 運営に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	安全で利便性の高い施設管理を心がけ、利用者や所管課の要望にも迅速に対応している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	貸館事業と自主事業のバランスを保ち計画通りに実施している。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	スポーツ産業の振興と利用促進のために年末年始の供用日の拡大を行った。苦情・要望等についても情報共有をしながら対応している。接遇に関する研修を実施するなど、サービス向上に努めている。	A
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	安全性と利便性を保ち、効率化を中心とした経費削減を進めている。消耗品などの購入、管理の方法についても再検討を行い、適切なコスト管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	シフト勤務制を導入しながら、サービスの質の維持に努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	各種協議会への参加や、他市町村の施設や民間施設の事例などの情報収集に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内で計画的に施設運営を行っている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	供用日の拡大や開場時間の延長などを行うことで、利便性を高め、多くの人がスポーツに供しやすい環境づくりに努めている。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	担当課の開催するイベントにも積極的に協力しており、連携が取れている。施設管理の面においても、様々な事案について自主的に解決するよう努め、報告体制も適切であった。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか	ご意見箱を設置するなどし、要望・苦情については迅速に対応している。要望等については、関連施設で共有し、所管課とも調整しながら対応している。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	アンケートを実施することで、改善すべき事項を把握し、より良い施設サービスの向上を目指している。	B

5. 総合評価

総合評価	施設管理業務については円滑に実施しており、担当課との連携も取れている。 接遇や利用者対応の面でもサービスが向上しており、行政の実施事業についても積極的に協力をしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名 (例)Aホール、Bホール 等	施設稼働率(%)	
		令和3年度	令和2年度
1	中央武道場	47.3%	51.4%
2	中央第二武道場	54.0%	58.5%
3	弓道場	75.6%	81.6%
4	相撲場	9.6%	6.9%
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市西部生涯スポーツセンター等18施設	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団（非公募）	指定の期間	令和3年 4月 1日から 令和6年 3月31日まで（3年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月） ●不定期による現場視察	利用者の満足度調査等	●ご意見箱の設置 ●各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月に2回程度
-------------	--	------------	------------------------------	-------------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	221,400,000	40,245,586	-	268,333	274	-	別紙	-
令和2年度	246,900,000	38,255,980	-	353,236	247	-	別紙	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	インターネット予約システムを活用し、公平性を期している。奈良市や総合財団のホームページ市民だより等で広報を行い、広く周知活動を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者において、情報公開に関する要綱等を定め、総合財団ホームページ上でも様々な情報公開に努めている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者において、個人情報保護要綱を定め、施設使用申請書等の個人情報については、施錠できる場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	会計ソフトを活用し、指定管理者において庶務規定、会計処理規定を定め適切に執行している。また、公認会計士による月次監査を実施しており、外部のチェックが入る体制が出来ている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	軽度の修繕・補修などは、職員の空き時間などを利用し積極的に行っている。また、法定点検等についても適正に実施している。チェックシートの作成などを進めており、管理体制の向上が見られる。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	危険箇所の把握と、修繕の必要性などについて、こまめに連絡があり、危険箇所は立ち入り禁止とするなど、施設の安全確保に努めている。危機対応マニュアル等を作成しており、安全な施設運営に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	安全で利便性の高い施設管理を心がけ、利用者や所管課の要望にも迅速に対応している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	貸館事業と自主事業のバランスを保ち計画通りに実施している。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・要望等についても情報共有をしながら対応している。接遇に関する研修を実施するなど、サービス向上に努めている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の削減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	コスト管理の意識を持って施設の管理運営に努めている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有してい ること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	シフト勤務制を導入したことで、サービスの質は維持しつつ、人件費の削減に成果が出ている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	専門知識を持った職員が配置されており、臨時職員も含めた情報共有と研修・指導に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料以外の財源が乏しいため、組織としての事業継続が指定管理料に左右される状況である。人件費の増加が施設管理業務を圧迫しているため、組織としての体制の見直しが必要である。	B
その他効果的に 公の施設の設置の 目的を達成すること のできる団体であ ること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に根ざしたスポーツ施設として、子供から高齢者まで幅広い年齢層の利用者のニーズに柔軟に対応している。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	施設管理で発生する様々な事案について、自主的に解決するよう努めるとともに、市への報告体制も適切であった。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか	ご意見箱を設置するなどし、要望・苦情については迅速に対応している。施設窓口へ寄せられる要望も可能な限り即時対応している。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	アンケート調査を実施し、寄せられた情報を施設の整備などに活かしている。	B

5. 総合評価

総合評価	スポーツ施設の管理者としての実績を積み重ね、より効率的に管理運営を実施している。 温水プール施設は高コストの施設運営となるが、経費削減に取り組み適切に運営している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)		番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和3年度	令和2年度			令和3年度	令和2年度
1	西部生涯スポーツセンター 体育館	96.5%	95.6%	16	登美ヶ丘球技場	53.6%	51.0%
2	西部生涯スポーツセンター 屋内温水プール	99.9%	99.4%	17	西部生涯スポーツセンター ゲートボール場	32.8%	32.9%
3	西部生涯スポーツセンター 球技場	65.7%	64.7%	18	西部生涯スポーツセンター クラブハウス	15.5%	3.1%
4	西部生涯スポーツセンター コート	70.3%	64.2%	19			
5	緑ヶ丘球場	57.0%	48.5%	20			
6	青山コート	54.0%	47.0%	21			
7	青山プール	97.5%	100.0%	22			
8	黒谷コート	74.5%	72.3%	23			
9	黒谷球技場	55.8%	40.6%	24			
10	平城第一コート	62.2%	62.1%	25			
11	平城第一球技場	36.2%	35.8%	26			
12	平城第二コート	72.8%	72.0%	27			
13	平城第二球技場	49.3%	54.1%	28			
14	佐保山コート	47.7%	43.3%	29			
15	奈良阪球技場	32.9%	34.1%	30			

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	平城ニュータウンスポーツ協会（非公募）	指定の期間	令和3年 4月 1日から 令和8年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月） ●不定期による現場視察	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月に1回程度
-------------	--	------------	-----------------	-------------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	1,790,000	1,527,450	-	18,993	365	-	92.1	-
令和2年度	1,790,000	1,359,000	-	353,236	365	-	79.0	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、令和2年度は施設の使用を制限していたが、令和3年度は緩和したため利用者数が増加し、施設稼働率も上昇した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。また、地域広報誌なども活用している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は業務仕様として定めていないが、自動販売機を設置し、施設の利便性を高めている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せられる苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施するなど、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、協会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成する ことのできる団体 であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 稼働率も高水準であり、利用者の満足度の高さが伺える。 管理運営は地元のスポーツ協会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市高の原コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	平城ニュータウンスポーツ協会（非公募）	指定の期間	令和3年 4月 1日から 令和8年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月） ●不定期による現場視察	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月に1回程度
-------------	--	------------	-----------------	-------------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	2,190,000	1,375,350	-	16,834	365	-	93.1	-
令和2年度	2,190,000	1,248,300	-	353,236	365	-	80.4	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、令和2年度は施設の使用を制限していたが、令和3年度は緩和したため利用者数が増加し、施設稼働率も上昇した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。また、地域広報誌なども活用している。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は業務仕様として定めていないが、自動販売機を設置し、施設の利便性を高めている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せられる苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施するなど、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、協会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 稼働率も高水準であり、利用者の満足度の高さが伺える。 管理運営は地元のスポーツ協会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市七条コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	七条地区自治連合会（非公募）	指定の期間	令和3年 4月 1日から 令和8年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月） ●不定期による現場視察	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月に1回程度
-------------	--	------------	-----------------	-------------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	1,650,000	1,449,900	-	13,832	365	-	87.1	-
令和2年度	1,650,000	1,265,250	-	353,236	365	-	75.3	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、令和2年度は施設の使用を制限していたが、令和3年度は緩和したため利用者数が増加し、施設稼働率も上昇した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は業務仕様として定めていないが、自動販売機を設置し、施設の利便性を高めている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せられる苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施するなど、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治連合会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービス及び施設の維持管理に努めている。 稼働率も高水準であり、利用者の満足度の高さが伺える。 管理運営は地元の自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市東市コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	東市地区自治連合会（非公募）	指定の期間	令和3年 4月 1日から 令和8年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月）	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月1回程度
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	-------------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	1,250,000	976,200	-	8,714	365	-	66.2	-
令和2年度	1,250,000	774,750	-	353,236	365	-	47.2	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、令和2年度は施設の使用を制限していたが、令和3年度は緩和したため利用者数が増加し、施設稼働率も上昇した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した運営をしており、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施するなど、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	受付窓口を施設近隣の店舗にするなど工夫をしており、利便性の確保に努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に 公の施設の設置の 目的を達成すること のできる団体である こと	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	南紀寺五丁目第一自治会（非公募）	指定の期間	令和3年 4月 1日から 令和8年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月）	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月1回程度
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	-------------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	1,300,000	1,243,350	-	11,157	365	-	85.3	-
令和2年度	1,300,000	1,033,050	-	353,236	365	-	69.1	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、令和2年度は施設の使用を制限していたが、令和3年度は緩和したため利用者数が増加し、施設稼働率も上昇した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した運営をしており、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施するなど、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 経理・報告事務等についても適切に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市狭川コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	狭川地区自治連合会（非公募）	指定の期間	令和3年 4月 1日から 令和8年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月）	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月に1回程度
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	-------------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	800,000	221,000	-	2,125	365	-	8.7	-
令和2年度	800,000	122,700	-	353,236	365	-	6.1	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、令和2年度は施設の使用を制限していたが、令和3年度は緩和したため利用者数が増加し、施設稼働率も上昇した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	地域住民だけでなく、遠隔地からの利用者も受け入れ、多くの方に利用してもらえるよう運営努力をしている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した運営をしており、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の 内容が公の施設の 経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施するなど、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 今後は施設の利用促進を意識していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市田原コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	田原地区自治連合会（非公募）	指定の期間	令和3年 4月 1日から 令和8年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月）	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月に1回程度
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	-------------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	830,000	351,600	-	6,316	365	-	17.6	-
令和2年度	830,000	258,200	-	353,236	365	-	12.8	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、令和2年度は施設の使用を制限していたが、令和3年度は緩和したため利用者数が増加し、施設稼働率も上昇した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	施設の設置目的を踏まえ、地域住民の交流の場としてだけでなく、遠隔地からの利用者も受け入れ、平等な供用に努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した運営をしており、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施するなど、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成する ことのできる団体 であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 今後は、施設の利用促進を意識していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市邑地コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	邑地町自治会（非公募）	指定の期間	令和3年 4月 1日から 令和8年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月）	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月に1回程度
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	-------------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	570,000	168,500	-	1,416	365	-	11.7	-
令和2年度	570,000	73,000	-	353,236	365	-	2.9	-
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、令和2年度は施設の使用を制限していたが、令和3年度は緩和したため利用者数が増加し、施設稼働率も上昇した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	施設の設置目的を踏まえ、地域住民の交流の場として、また遠隔地からの利用者も受け入れ、平等な供用に努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した運営をしており、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施するなど、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有してい ること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 今後は、施設の利用促進を意識していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市八条コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	八条第二自治会（非公募）	指定の期間	令和2年 4月1日から 令和7年3月31日まで（4年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	●事業報告書の確認（年1回） ●日常業務報告（毎月）	利用者の満足度調査等	●施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月に1回程度
-------------	-------------------------------	------------	-----------------	-------------	--------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	420,000	4,000	-	100	365	-	0.3	-
令和2年度	420,000	76,000	-	353,236	365	-	4.5	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	施設の設置目的を踏まえ、平等な供用に努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない)	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した運営をしており、苦情等についても適切に対応している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施するなど、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	管理担当者を決め、連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上への意識が見られる。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に 公の施設の設置の 目的を達成すること のできる団体であ ること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 近隣に同用途の施設があることなどから利用申込が少ない状況だが、施設の利用促進を目指して対応していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市杏南第一、第二、第三駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	杏南町自治会駐車場運営委員会（非公募）	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和6年3月31日まで（3年間）
設置目的	路上駐車をなくすことによる住民及び通行者の安全確保と緊急時の緊急車両通行等の円滑化のため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月別駐車台数報告書の確認(月1回)	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	随時実施
-----------------	--------------------------------------	----------------	---	-------------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	0	304,000	—	456	365	—	—	—
令和2年度	0	307,333	—	461	365	—	—	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項	利用者数は、年間の延べ駐車台数としています。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。 正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な 運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及 び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取 扱いについて、適切な方策が行われているか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に 情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切 に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及 び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われて いるか。	関係法令の重要性を認識し、関係法令に則って業務を実施した。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の施設の管理者として経理を適正に執行してい るか。	経理の執行について、年度ごとに市に収支状況報告書を提出 し、適正に処理している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持 管理が適切に行われているか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しており、適切 な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方 策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の 対応等について、適切な計画と準備が行われている か。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら 適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡 を取り合いながら業務を行っている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮 させるものであること	事業実施計画	事業実施計画書通りに事業が実施されたか。	施設の維持管理が適切に実施できる事業計画が提出され、概ね計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	—	—	
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が取られているか。苦情・トラブル等に対し、適切に対応しているか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努めており、トラブル等への対応についても市担当課と速やかに連携をとり対応することとしており、適切な管理を行っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	—	—	
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有していること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たしているか。	適切な人員配置となっており、指揮系統も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、過去の運営管理業務の実績を踏まえながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として、健全かつ安定した営業ができる財務状況であるか。	収入と支出がほぼ均衡している中でも少しずつ、長期的な視野での施設修繕のための積立てをしており、安定した財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成すること のできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況については、現状収支がほぼ均衡している中でも少しずつ、長期的な視野での施設修繕費用として積立てもしており安定している。日常の管理業務については、巡回や清掃、設備の点検や確認など維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。概ね事業計画通りの実施状況であり、協定に定める水準を満たした適正な管理運営である。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市横井第二、第三、第四、第五、第六駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	奈良市横井町自治連合会（非公募）	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和6年3月31日まで（3年間）
設置目的	路上駐車をなくすことによる住民及び通行者の安全確保と緊急時の緊急車両通行等の円滑化のため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月別駐車台数報告書(月1回)	利用者の満足度調査等	—	実地調査 実施日	随時実施
-------------	-----------------------------------	------------	---	-------------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	0	618,000	—	412	365	—	—	—
令和2年度	0	540,000	—	360	365	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	利用者数は、年間の延べ駐車台数としています。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取扱いについて、適切な方策が行われているか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識し、関係法令に則って業務を実施した。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として経理を適正に執行しているか。	経理の執行について、年度ごとに市に収支状況報告書を提出し、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しており、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡を取り合いながら業務を行っている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮 させるものであること	事業実施計画	事業実施計画書通りに事業が実施されたか。	施設の維持管理が適切に実施できる事業計画が提出され、概ね計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	—	—	
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が取られているか。苦情・トラブル等に対し、適切に対応しているか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努めており、トラブル等への対応についても市担当課と速やかに連携をとり対応することとしており、適切な管理を行っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	—	—	
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有していること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たしているか。	適切な人員配置となっており、指揮系統も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、過去の運営管理業務の実績を踏まえながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として、健全かつ安定した営業ができる財務状況であるか。	収支のバランスもよく、長期的な視野での施設修繕に備えた積立でも充分確保しており、将来にわたる安定した経営が担保された財政状況である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況については収支のバランスもよく、長期的な視野での施設修繕に備えた積立でも充分確保しており、将来にわたる安定した経営が担保された健全な状況である。日常の管理業務については、巡回や清掃、設備の点検や確認など維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。概ね事業計画通りの実施状況であり、協定に定める水準を満たした適正な管理運営である。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市八条第一、第二駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	奈良市八条第二自治会（非公募）	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和6年3月31日まで（3年間）
設置目的	路上駐車をなくすことによる住民及び通行者の安全確保と緊急時の緊急車両通行等の円滑化のため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月別駐車台数報告書(月1回)	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	随時実施
-----------------	-----------------------------------	----------------	---	-------------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	0	312,000	—	312	365	—	—	—
令和2年度	0	312,000	—	312	365	—	—	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項	利用者数は、年間の延べ駐車台数としています。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。 正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な 運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及 び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取 扱いについて、適切な方策が行われているか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に 情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切 に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及 び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われて いるか。	関係法令の重要性を認識し、関係法令に則って業務を実施した。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の施設の管理者として経理を適正に執行してい るか。	経理の執行について、年度ごとに市に収支状況報告書を提出 し、適正に処理している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持 管理が適切に行われているか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しており、適切 な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方 策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の 対応等について、適切な計画と準備が行われている か。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら 適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡 を取り合いながら業務を行っている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発 揮させるものである こと	事業実施計画	事業実施計画書通りに事業が実施されたか。	施設の維持管理が適切に実施できる事業計画が提出され、概ね計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	—	—	
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が取られているか。苦情・トラブル等に対し、適切に対応しているか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努めており、トラブル等への対応についても市担当課と速やかに連携をとり対応することとしており、適切な管理を行っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られ るものであること	指定管理料の提案額	—	—	
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行 う能力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たしているか。	適切な人員配置となっており、指揮系統も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、過去の運営管理業務の実績を踏まえながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として、健全かつ安定した営業ができる財務状況であるか。	収支のバランスが良く、長期的な視野での施設修繕のための積立でも確保しており、安定した財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況については、収支のバランスが良く、長期的な視野での施設修繕費用として積立でもしており安定している。日常の管理業務については、巡回や清掃、設備の点検や確認など維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。概ね事業計画通りの実施状況であり、協定に定める水準を満たした適正な管理運営である。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市杏中第一、第二駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	奈良市杏中町自治会（非公募）	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和6年3月31日まで（3年間）
設置目的	路上駐車をなくすことによる住民及び通行者の安全確保と緊急時の緊急車両通行等の円滑化のため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月別駐車台数報告書(月1回)	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	随時実施
-----------------	-----------------------------------	----------------	---	-------------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	0	263,333	—	316	365	—	—	—
令和2年度	0	277,000	—	329	365	—	—	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項	利用者数は、年間の延べ駐車台数としています。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。 正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な 運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及 び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取 扱いについて、適切な方策が行われているか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に 情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切 に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及 び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われて いるか。	関係法令の重要性を認識し、関係法令に則って業務を実施した。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の施設の管理者として経理を適正に執行してい るか。	経理の執行について、年度ごとに市に収支状況報告書を提出 し、適正に処理している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持 管理が適切に行われているか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しており、適切 な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方 策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の 対応等について、適切な計画と準備が行われている か。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら 適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡 を取り合いながら業務を行っている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮 させるものであること	事業実施計画	事業実施計画書通りに事業が実施されたか。	施設の維持管理が適切に実施できる事業計画が提出され、概ね計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	—	—	
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が取られているか。苦情・トラブル等に対し、適切に対応しているか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努めており、トラブル等への対応についても市担当課と速やかに連携をとり対応することとしており、適切な管理を行っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	—	—	
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有していること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たしているか。	適切な人員配置となっており、指揮系統も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、過去の運営管理業務の実績を踏まえながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として、健全かつ安定した営業ができる財務状況であるか。	収支のバランスが良く、長期的な視野での施設修繕のための積立でも確保しており、安定した財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成すること のできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況については、収支のバランスが良く、長期的な視野での施設修繕費用として積立でもしており安定している。日常の管理業務については、巡回や清掃、設備の点検や確認など維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。概ね事業計画通りの実施状況であり、協定に定める水準を満たした適正な管理運営である。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市東之阪駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	奈良市東之阪町自治会	（非公募）	指定の期間 令和3年4月 1日から 令和6年3月31日まで （3年間）
設置目的	路上駐車をなくすことによる住民及び通行者の安全確保と緊急時の緊急車両通行等の円滑化のため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・月別駐車台数報告書（月1回）	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	随時実施
-----------------	-----------------------------------	----------------	---	-------------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	0	787,500	—	315	365	—	—	—
令和2年度	0	750,000	—	300	365	—	—	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項	利用者数は、年間の延べ駐車台数としています。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。 正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な 運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及 び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取 扱いについて、適切な方策が行われているか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に 情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切 に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及 び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われて いるか。	関係法令の重要性を認識し、関係法令に則って業務を実施した。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の施設の管理者として経理を適正に執行してい るか。	経理の執行について、年度ごとに市に収支状況報告書を提出 し、適正に処理している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持 管理が適切に行われているか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しており、適切 な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方 策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の 対応等について、適切な計画と準備が行われている か。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら 適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡 を取り合いながら業務を行っている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮 させるものであること	事業実施計画	事業実施計画書通りに事業が実施されたか。	施設の維持管理が適切に実施できる事業計画が提出され、概ね計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	—	—	
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が取られているか。苦情・トラブル等に対し、適切に対応しているか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努めており、トラブル等への対応についても市担当課と速やかに連携をとり対応することとしており、適切な管理を行っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	—	—	
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有していること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たしているか。	適切な人員配置となっており、指揮系統も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、過去の運営管理業務の実績を踏まえながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として、健全かつ安定した営業ができる財務状況であるか。	収支のバランスもよく、長期的な視野での施設修繕に備えた積立でも充分確保しており、将来にわたる安定した経営が担保された財政状況である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること				

5. 総合評価

総合評価	財務状況については収支のバランスもよく、長期的な視野での施設修繕に備えた積立でも充分確保しており、将来にわたる安定した経営が担保された健全な状況である。日常の管理業務については、巡回や清掃、設備の点検や確認など維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。概ね事業計画通りの実施状況であり、協定に定める水準を満たした適正な管理運営である。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市北人権文化センター	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	奈良市東之阪町自治会（非公募）	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和8年3月31日まで（5年間）
設置目的	人権尊重の社会的環境づくり及び市民の人権意識の高揚を図り、もって人権文化の根付いた明るくふれあいのある社会づくりを進めるため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・報告書・業務日誌の確認(月1回)	利用者の満足度調査等	利用者アンケート	実地調査 実施日	随時実施
-------------	-------------------------------------	------------	----------	-------------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	21,479,000	0	—	2,182	242	—	—	85
令和2年度	21,479,000	0	—	2,854	249	—	—	90
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切に施設運営を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開の重要性・責任についての認識があり、そのための具体的・効果的な方策があるか。	ホームページや施設への掲示など、積極的に情報発信している。また、奈良市情報公開条例に則り適切に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令順守、個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策があるか。	関係法令の重要性を認識し、その法令に則って業務を行った。また、個人情報の取扱いについても、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に取り扱っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、適正に執行されたか。	指定管理用の独立した通帳による管理で入出金を明らかにするとともに、税理士等の経理の専門家にも相談しながら適正に執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設の保全や維持管理、設備・備品等の保守の重要性・責任についての認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	日常的に丁寧な清掃、消耗品の交換や機器の動作状況について点検・確認を実施している。修繕を要する場合も速やかに市担当課と連絡を取り対応しており、適切な施設の維持管理を行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備や非常時の対応、利用者の事故等への対応の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策があるか。	休日・夜間の機械警備の実施に加えて、開館時間内には日常的に施設内外を巡回し、また終業時には窓や出入り口の施錠を確実にしている。非常時や利用者の事故発生時には速やかに市担当課と連絡を取りながら対応にあたり、常に管理者としての注意を払いながら適切な管理を行っている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業計画書どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業計画に沿った事業展開のみならず、より効果的な内容への見直しや新たな事業提案など、人権文化の根付くまちづくりの活動拠点として、窓口での相談対応や積極的な貸館業務、地域との施設との連携など、人権意識の高揚のため、幅広く活動している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画書どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	人権研修の受入れのための講義・フィールドワーク等の準備態勢は整えていたが、コロナ禍により依頼がなく実施しなかった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対する利用促進やサービス向上について、具体的・効果的な方策があるか。	事業の案内や貸館についてホームページでの発信やチラシの投函等、様々な方法で周知している。また、講座参加者の年齢や人数に応じて開催する部屋を変更したり、臨機応変な対応もしている。また、トラブル発生時には今後の改善策も含めて速やかな報告がある。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なうことなく、指定管理料の範囲内で管理運営しているか。	努力によって削減可能な範囲について、経費削減を意識した予算執行をしている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制であったか。	事業の実施を含む館運営について、適切な人員配置を行い、かつサービス水準を維持できる必要最小限の人数での運営で、人件費抑制にも努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、前年度からの運営管理業務の実績を踏まえ、改善も加えながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内。安定的に事業を継続できる財務状況であったか。	事業計画及び予算に基づく事業を展開しており、安定的に事業を継続できる財務状況であった。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	管理運営に対する意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があったか。	設置目的達成に対する意欲があり、館の活性化のため、事業参加や貸館利用を促進するべく、ホームページを活用した積極的な情報発信やチラシの投函など、幅広い地域や年齢層に呼びかける手段を併用し工夫を重ねている。	B
	地域等における連携・貢献	地域における連携・貢献の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われていたか。	自治会や社会福祉協議会と相互に事業協力を行い、地域住民の福祉の向上やコミュニケーションの場の提供として貢献した。	B

5. 総合評価

総合評価	設置目的を理解し、目的達成のための方策として各種講座の実施や人権啓発、窓口相談、貸館業務などを実施し、関係団体や地域との連携を図りながら運営管理に取り組んだ。また、日常管理においても、新型コロナウイルス感染防止対策に対応しながら、自主的な施設修繕を行うなど、利用者が安心して安全にりようできる環境づくりに努めた。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市総合福祉センター	評価主体	福祉部 障がい福祉課
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（非公募）	指定の期間	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで（5年間）
設置目的	障害者及び障害児のための施策その他の社会福祉施策の総合的な推進及び社会福祉活動の育成を図り、市民の福祉の増進に資する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・管理業務実施状況報告書（月報）の確認 ・実地調査（年1回）	利用者の満足度調査等	・意見箱の設置 ・障害者団体との意見交換会	実地調査実施日	令和4年2月18日
-------------	---	------------	--------------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	134,526,965	381,460	75,000	35,247	298	93	65	－
令和2年度	133,943,376	307,700	75,000	19,057	299	93	55	－
変動の大きい指標の変動理由	（利用者数） 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度に中止等を行った事業のうち一部の事業が、令和3年度に再開されたため。							
特記事項	令和元年度から令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、感染拡大の状況により事業等を実施できない時期があった。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用に関しては、障害者の優先利用を基本としつつ、障害者と地域住民の交流を促進することにも配慮し、適切に利用調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市社会福祉協議会の定款に規定し、会員及び提供する福祉サービス利用希望者、その他利害関係人からの請求に対して閲覧に供するようにしている。その他の場合は、所管課と協議のうえ基本的に開示することとしている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	関係法令の重要性を認識し、その法令に則って業務を遂行している。個人情報の保護については、奈良市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、個人情報の適正な管理に必要な措置を講じている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われたか。	経理の透明性を高めるために外部の監査委員による監査を実施している。公の施設として経費の縮減に努めるとともに、適正に予算執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	利用者の安全に配慮して施設・備品等の保全に努めており、補修等についても、その都度、市への連絡が入っている。施設の老朽化が進んでいるため修繕は後をたたく、費用不足により改修等ができない部分については、創意工夫し対応している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備及びその他の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防計画を作成し、防災体制を整備することで非常時に対応している。また、無人時は警備業者への委託により、機械警備を導入している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかったものの以外は事業実施計画に沿って事業を実施し、相応の成果があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかったものの以外は事業実施計画に沿って事業を実施し、相応の成果があった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市広報誌への掲載や館内掲示及びホームページ等により各種教室や大会等の情報を適宜発信している。また、施設の利用促進及び障害のある利用者等の交通手段を確保するため、無料送迎バス（リフト付）を運行している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営しており、創意工夫等により経費を削減している。	A
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。職員育成のために、研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	職員を適正配置し、法定労働時間をもとに勤務計画を作成し、効率的な勤務体制の構築に努めている。関係機関の実施する研修会等に積極的に参加するとともに、内部講師を育成し、定期的に研修を実施することにより、常に職員の資質の向上を目指している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	他の施設・部署とも連携し、福祉分野全般に対応できるよう努めており、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	各種規定・規則に基づき運営しており、会計単位ごとの執行を確実に実行している。指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況である。	A
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	施設の設置目的を達成するため、施設の機能を発揮し事業を行うとともに、障害者等が広く交流できる拠点づくりに努めている。また、「ご意見箱」を設置して利用者のニーズ把握に取り組み、サービスの向上に努めている。	B
	施設の設置目的に関する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	指定管理者として施設の性格・設置目的等を把握し、その目的達成のために施設の機能を発揮し事業を行うとともに、障害者等が広く交流できる拠点づくりに努めている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	奈良市社会福祉協議会地域福祉担当部署と連携し、地域福祉の推進を図るとともに、近隣地域と協働で行事を開催する等、相互協力に努めている。また、地元自治会と協力して周辺環境の改善を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する考え方及び方策	苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情・トラブルの内容や原因についての確に把握し、奈良市社会福祉協議会苦情解決に関する規定等に基づき、早急な対応・処理をするとともに改善及び再発の防止に努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、適正かつ効果的な施設管理運営が行われている。限られた予算の中で、新たな事業を展開していくことが難しいことは理解しているが、より一層の創意工夫を期待している。「ご意見箱」等に寄せられた利用者からの意見にも適切に対応していると思われる。みどり園やリハビリ訓練、体育館等を担当している職員一人ひとりが障害者の特性を十分に理解し、高いスキルをもって利用者等への指導にあたっており、障害者やその保護者が安心して事業等に参加・利用できる環境が整えられていることは十分に評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬福祉センター	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資するために設置。福祉活動の支援及び交流の場の提供に関すること、福祉・保健等に関する講習会・講座等の開催に関すること、健康相談・保健指導・健康診査等の実施に関すること、その他センターの設置目的を達成する為に必要な事業。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（日報）の確認 ・実地調査（年1回）	利用者の満足度調査等	・令和3年度は、コロナウイルス感染予防対策等のため実施せず。	実地調査実施日	令和4年8月5日
-------------	---	------------	--------------------------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	29,000,000	670,650	—	18,914	297	—	—	—
令和2年度	28,900,683	760,450	—	19,286	251	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	5月1日から5月31日休館							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われていたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	生きがいや健康づくり、多世代交流、子育て支援等を目的としたイベントの開催をしており、地区との協働による事業を展開することにより地域の活性化に貢献した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業計画及び収支予算、事業報告及び決算について、基本協定に市情報公開条例に基づく情報の提供を明記しており、適正に運用している。また、「ならし社協だより」やホームページ等により広報している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	条例規則等に基づき、適正に運用し、法令遵守に努めている。個人情報保護についても、奈良市社会福祉協議会個人情報保護規程により対応し、職員や関係者に周知徹底している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われていたか。	適正に執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常における施設の見回りや備品の点検を随時行っており、管理業務仕様書に基づき適切に管理している。業者委託による保守点検もそれぞれ水準どおりに行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常より事故の予防に努めており、事故・災害等非常時には、応急対応できるように緊急連絡先一覧に則り対応できるようにしている。管理業務仕様書に基づく体制を整えている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナウイルス感染防止対策のため、やむを得ず事業を中止又は縮小することとなった。事業を行う際は、施設が保有する機能を存分に生かしつつ、社会福祉協議会のもつ相談支援機能を発揮して利用者支援を行った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。	コロナウイルス感染防止対策のため、いきいき会食会やちびっランド等は中止、健康体操及びいきいき講座は10月から行った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	コロナウイルス感染防止対策等のため、利用者アンケートは実施していない。開館してほしい、事業を再開してほしいといった苦情はあったが、トラブルなどもなく適切な対応をしている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。	提案額内で施設を適切に管理運営できている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	所長をはじめ、職員事務分掌を定め、業務仕様書に定める水準を満たしている。また、効果的な職員の配置・勤務体制である。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	老人福祉センター等での管理運営能力やその他類似事業での業務経験を生かした運営を行っている。効果的に反映している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況であり、管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設管理者は、当該施設を「奈良市月ヶ瀬福祉センター条例」および「奈良市月ヶ瀬福祉センター管理に関する基本協定」等の定めを遵守し、適正に管理している。 また、月ヶ瀬地区(旧月ヶ瀬村)における福祉の中核施設としての事業を積極的に行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁福祉センター	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資するために設置。高齢者及び障がい者の生活・健康等の相談並びに市民の福祉意識の向上に関すること、市民のレクリエーション及び健康増進に関すること、その他センターの設置目的を達成する為に必要な事業。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（日報）の確認 ・実地調査（年1回）	利用者の満足度調査等	・令和3年度は、コロナウイルス感染予防対策等のため実施せず。	実地調査実施日	令和4年8月5日
-------------	---	------------	--------------------------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	32,500,000	99,900	—	15,367	273	—	—	—
令和2年度	32,464,224	312,500	—	19,342	252	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われていたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	東部・都祁地域の地域特性をふまえ、地域住民や福祉団体等と事業を実施し、誰もが気軽に利用できるように施設運営を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業計画及び収支予算、事業報告及び決算について、基本協定に市情報公開条例に基づく情報の提供を明記しており、適正に運用している。また、「ならし社協だより」やホームページ等により広報している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	条例規則等に基づき、適正に運用し、法令遵守に努めている。個人情報保護についても、奈良市社会福祉協議会個人情報保護規程により対応し、職員や関係者に周知徹底している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われていたか。	適正に執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常における施設の見回りや備品の点検を随時行っており、管理業務仕様書に基づき適切に管理している。地域のボランティアと協働して、施設内の草刈活動等の清掃活動も行い、施設の維持管理を行っている。業者委託による保守点検もそれぞれ水準どおりに行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常より事故の予防に努めており、事故・災害等非常時には、応急対応できるように緊急時対応マニュアルを作成している。管理業務仕様書に基づく体制を整えている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナウイルス感染防止対策のため、やむを得ず事業の中止及び縮小を行った。事業実施の際は、施設が保有する機能を存分に生かしつつ、社会福祉協議会のもつ相談支援機能を発揮して利用者支援を行った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。	コロナウイルス感染防止対策のため、地区社協との協働・支援によるふれあいサロン活動や家族介護講座活動を縮小した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	開館してほしい、入浴施設を再開してほしいといった苦情はあったが、トラブルなどもなく適切な対応をしている。苦情など過去にあったケースはヒヤリハットとしてまとめている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。	提案額内で施設を適切に管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	所長をはじめ、職員事務分掌を定め、業務仕様書に定める水準を満たしている。また、効果的な職員の配置・勤務体制である。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	他類似事業での業務経験を生かした運営を行っている。効果的に反映している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況であり、管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設管理者は、当該施設を「奈良市都祁福祉センター条例」及び「奈良市都祁福祉センター管理に関する基本協定」等の定めを遵守し、適正に管理している。 また、都祁地区(旧都祁村)における福祉の中核施設としての事業を積極的に行っている
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	老人福祉センター（東福祉センター、西福祉センター、北福祉センター、南福祉センター）	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	本市老人の心身の健康保持及び増進を図るとともに、地域における交流の場として便宜を供与することによって生きがいに寄り添い、もって老人の福祉に資する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、日常の業務報告（月報）の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	利用者へのアンケートの実施により調査	実地調査実施日	（東）令和4年6月30日、 （西）6月22日、（北）7月26日、（南）7月29日
-------------	------------------------------	------------	--------------------	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	129,000,000	701,520	—	38,188	（東・西・北）225、（南）199	10	19	90
令和2年度	129,000,000	421,020	200,000	38,074	196	45	12	調査不実施
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和3年5月1日から5月29日まで休館。これに加え南福祉センターは令和4年2月21日から3月28日まで高齢者の新型コロナウイルス感染者の宿泊療養施設として運用し、通常利用を中止した（令和4年4月26日より通常利用を一部再開）。開館時は一部施設の利用制限を行いながら運営した。会議室についても利用者数の制限等を実施した。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
- 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用方法は来館者にわかるよう掲示されており、誰でも平等に利用できる。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	館内での掲示、しみんだより、ホームページ、SNSを利用し情報公開を行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については鍵付きのロッカーに保管し、適切に取り扱っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	使用料収入は金庫を使用して適正に管理されている。帳票は簿冊を用いて適正に管理されている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の点検は定期的に行い、職員でできる部分は随時修理を行っている。自動ドア、エレベーター等は委託業者による点検が実施されている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防訓練を年2回行っており、非常時の対応方法についても事務室内に掲示し職員に周知されている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮 させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部施設の利用制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等も同じく利用制限等を実施した令和2年度と同水準で低調であった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部施設の利用制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等も同じく利用制限等を実施した令和2年度と同水準で低調であった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	センターだより(平成29年度～)、しみんだより、ホームページ、SNS(令和3年度～)を使用し周知を行っている。また、受講者アンケートを実施し利用者の反応を確認している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	樹木の維持管理は委託をやめ職員で行うように変更する等費用縮減に努めている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う 能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	職員研修の実施により職員の能力向上に努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	他にも公共施設の運営を行っており、2ヶ月に1回程度センター長会議を開催し情報共有を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	健全な財務状況であり、施設の管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	施設運営について市へ施設の現状を踏まえた提案をする等、常に改善に努めており、意欲的に管理運営を行っている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障その他トラブルが発生した際には行政と綿密に連携をとることで迅速に対応している。 市の方針を理解し、これに合わせた管理運営を行っている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地区社会福祉協議会等、地域の諸団体と連携を取り、事業の共催等を行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	令和3年度については前年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みのため積極的な事業展開ができなかったものの、指定管理者である奈良市社会福祉協議会が行っている地域に根差した幅広い福祉活動のノウハウや関係機関とのつながりがセンターの運営においても生かされていた。 行政との信頼関係に基づく綿密な連携もとれており、市の方針に応じた柔軟な施設運営がなされている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

同一の指定管理者が一括して管理運営する公の施設の名称及び評価指標の実績一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)		利用者満足度(%)	
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
1	東福祉センター	11.3	7.3	91	新型コロナウイルス 感染症 拡大 防止 のため 調査 実施
2	西福祉センター	29.6	20.4	93	
3	北福祉センター	15.9	7.8	82	
4	南福祉センター	17.8	11.3	93	
5	4施設平均	19	12	90	
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	東里老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市東里地区万年青年クラブ連合会（非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認・実地調査	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和3年8月18日
-------------	---------------	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	120,000	—	260	334	67	20	18	—
令和2年度	120,000	—	700	267	81	40	22	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各サークルごとにお知らせなどを作成し、配布している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用品個人情報は取り扱わないようにした。また、会員の個人情報は会長が管理し、役員等限られた人のみ閲覧できるようにしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は取り扱わず、出金については、支出の都度口座より行うようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃（年間10回）、草刈り・剪定（年間2回）が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年に2度設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮 させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の制限を 実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の制限を 実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があった。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため利用促進は行なっ ていないが、感染対策を徹底している。 苦情やトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮 減が図られるも のであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することにつ いて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、会員で行った。節電・節水を徹底した。 消耗品についても節約に努めた。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有していること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	定期的に役員会を開催し、役員で協力して運営している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	会員に対し必要な情報提供が行われ、施設運営が実施された。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るよう にしている。 市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく 管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	地域の清掃に参加する等自治会との連携に努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	清掃等が定期的に開催されている。また、役員会での決定事項を周知し安定的な運営が行われている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	鳥見老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課		
指定管理者	奈良市鳥見喜楽会	(非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで	(5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る				

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和4年8月1日
-------------	---------------	------------	---	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	84,000	—	970	667	155	30	42	—
令和2年度	84,000	—	2,100	978	116	70	32	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内にパンフレットを配布し周知を図っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報を取り扱わないよう努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃(年間10回)が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年に1回設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮 させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用促進のため、地域のガイドブックに情報等の掲載をしている。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員のみならず各サークルの協力を受け管理運営を実施している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域高齢者の憩いの場所として熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。クラブ参加者が自主的に掃除をするようになっている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。市の方針を理解し、地域の高齢者の憩いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会等と連携を取っている。周囲の公園の清掃など環境美化に取り組んでいる。	B

5. 総合評価

総合評価	憩いの家を地域の高齢者の憩いの場とすべく、使命感を持って施設運営を行っている。地域の他団体との連携も緊密である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	登美ヶ丘老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市登美ヶ丘地区万年青年クラブ連合会（非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和4年8月1日
-------------	---------------	------------	---	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	(使用料/利用料金)収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	202,800	—	2,220	2,163	332	80	91	—
令和2年度	202,800	—	4,400	2,223	295	100	81	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目【評価基準】適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	平等利用の確保のため会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の目的外使用がないよう周知徹底されている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	出金については、支出の都度口座より行うようにしており、小口現金は会計担当が行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的な清掃(年12回)に加え、施設利用団体の利用後の清掃が徹底されている。設備の点検(年6回)を定期的に行い、安全管理に努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設使用後の施錠、電気、ガス元栓の確認が適切に行われた。使用後の閉館手続きについてチェック表を作成し漏れの無いよう工夫している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小があった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用促進のため、広報活動を行った。また、施設を高齢者にとって有用な情報の発信場所とすることで、高齢者が集う場所になるように工夫をした。苦情やトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水を徹底した。消耗品の在庫管理を行い節約に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	管理運営業務を細分化し各業務に担当者を設定し、分担して管理運営を実施している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の高齢者が集い、交流拠点となるよう熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度の清掃及び消毒だけでなく、定期的な清掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。市の方針を理解し、地域の高齢者が集い、交流拠点となるよう施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	独居高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者への声掛けを行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	役員及び利用者で役割を定め協力して施設の管理運営が実施されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	横井老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	横井ひまわりクラブ（非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和4年8月3日
-------------	---------------	------------	---	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	156,000	—	520	525	85	20	23	—
令和2年度	156,000	—	1,400	527	87	43	24	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用品な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	開館の都度の清掃、草刈り（年2回）が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	開館の都度設備の点検を実施し、安全管理が行われた。消防署の協力を得て消防訓練を実施し、避難経路を確認した（年1回）。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用促進のため広報活動(町内へのチラシの配布及び回覧への掲載)が行われた。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の高齢者の集いの場、安否確認の場としての施設の存在意義を認識しており、継続的な開館を実施している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	老人クラブ会員の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、近隣の保育所との交流や祭りの参加など積極的に行っている。地域包括支援センター等と連携をとっている。	B

5. 総合評価

総合評価	意欲は高いものの指定管理者団体の高齢化が進んでいるため、行政と緊密に連携を取り適宜必要な指導を行いフォローしていく必要がある。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	杏中老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市杏中町万年青年クラブ（非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	—	実地調査 実施日	—
-------------	----------	------------	---	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	84,000	—	20	59	6	1	2	—
令和2年度	84,000	—	300	28	5	7	1	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
- 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用品な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	無駄な支出が無いよう意識し適正に執行された。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃（年2回）、草刈り（年1回）が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常点検及び消耗品の確認により適切に保守が行われた。建物の点検を定期的に行った。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルス感染防止の観点から主な事業を一部中止・縮小し行った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルス感染防止の観点から主な事業を一部中止・縮小し行った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため利用促進は行なっていないが、感染対策を徹底している。苦情やトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	無駄な支出が無いよう意識し、経費の縮減に努めた。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有してい ること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に 公の施設の設置の 目的を達成すること のできる団体であ ること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため計画通りにはいかなかったものの、より良い施設運営のための協議を行っていく予定である。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。	B
	地域等における連携・貢献	地域及び地域の諸団体における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、自治会と共催で事業を実施する等連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	清掃等が定期的に開催されており、地域の他団体と連携した安定的な運営が行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	杏南老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市杏南町万年青年クラブ（非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認・実地調査	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和3年10月21日
-------------	---------------	------------	---	---------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和2年度	202,800	—	1,310	1,499	243	50	67	—
令和元年度	202,800	—	1,800	1,318	212	70	58	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
- 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	町内へのチラシの配布により周知が行われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用品な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃（年間3回）が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年に2度設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。地域の防災訓練・消火訓練に参加した。避難経路確認や不用品物の撤去も行った。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮 させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のためチラシの配布、自治会の回覧により周知が行われた。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域における役割を認識し、地域の他団体と連携し熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、地域の他団体と事業を共催する等連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	施設の運営管理を適切に執行するという意識が強く、そのための詳細な指針を必要としていたと感じた。指定管理者との面談の都度、管理運営について相談を受けているが、引き続き緊密に連携を取り協議等を行い方向性を決定していくことが必要である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	八条老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市九十九会万年青年クラブ（非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認・実地調査	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和3年11月22日
-------------	---------------	------------	---	---------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	84,000	—	10	0	0	10	0	—
平成2年度	84,000	—	600	0	0	10	0	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染予防のため、閉館とした。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	平等利用の確保のため会長が調整を行うようになっている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会等近隣の付き合いを通じて情報の周知を行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用品な個人情報は取り扱わないようし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は取り扱わず、出金については、支出の都度口座より行うようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃、草刈りが実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	建物の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮 させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染予防の徹底のため、閉館とした。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染予防の徹底のため、閉館とした。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため利用促進は行っていないが、感染対策を徹底している。苦情やトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底を呼びかけている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有していること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	例年は、子ども会等にも施設を利用させるなど、施設の有効活用に取り組んでいる。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	例年は、利用者には利用の都度の清掃及び消毒だけでなく、定期的な清掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	例年は、地域等における連携の重要性について認識があり、子ども会や自治会と事業等における相互の協力ができている。	B

5. 総合評価

総合評価	清掃や草刈り等の維持管理が定期的に実施されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	古市老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課		
指定管理者	古市町老人クラブ	(非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで	(5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る				

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	令和3年7月5日
-----------------	---------------	----------------	---	-------------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	202,800	—	1,350	1,058	221	50	61	—
令和2年度	202,800	—	2,000	1,353	196	60	54	—
変動の大きい 指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
- 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を 優遇していないか。	一部の利用者に優遇にならないよう、会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及 び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるよう になっている。	適
	法令遵守に対する考え方及 び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	名簿等は憩の家には置いておらず、役員で管理している。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	指定管理料は会計が管理している。現金管理はせず、その都度 銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設 の維持管理について、業務仕様書に定める水準どお りに行われたか。	施設の大清掃及び草刈りは年2回行われている。その他にも活 動の旅の清掃を行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方 策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・ 災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定め る水準どおりに行われたか。	施設の保守がなされている。また、避難訓練は自治会主催のも のに例年参加していたが、コロナ禍で中止している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮 させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の中止があり、利用者数の目標値は下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の中止があり、利用者数の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のため独居高齢者等へ声掛けを行い施設利用を案内している。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の削減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、利用者の協力を得て行っている。 節電・節水の徹底を実施している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員、利用者だけでなく人権文化センターの協力が得られており円滑に実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成すること のできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域高齢者の憩いの場所として熱意を持って運営されている。当番を決め、週5日、終日開館している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、役員になることを嫌がられ難しい面があるとのこと。総会等で利用者の意見を募る機会を設けているとのこと。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、地域の行事に協力する等連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	憩いの家を地域の高齢者の憩いの場とすべく、使命感を持って施設運営を行っている。書類作成に負担感があるため、新規役員を獲得することによる負担の分散の取り組みが引き続き必要である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	東之阪老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市東之阪第一老友会（非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和3年3月17日
-------------	---------------	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	202,800	—	370	239	23	8	6	—
令和2年度	202,800	—	950	373	30	25	8	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	人権文化センターと連携を密に取っているため、センター便りを活用する形で周知している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用品な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃（年間2回）、草刈り（年間2回）が実施され清潔に保たれている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年に2度建物及び設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	コロナ禍のため、利用促進の広報は行っていない。これまで苦情・トラブル等はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	管理は会長がほぼ一人でやっているが、人権文化センターの協力が得られており円滑に実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の集いの場としての施設の存在意義を認識している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。市の方針を理解し、地域住民の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域及び地域の諸団体における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、自治会や学校園との連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	管理運営においては人権文化センターの協力を得ながら行っている。また、地域内の組織との連携も綿密であり、このことにより事業が円滑に実施できている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	田原老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市田原地区万年青年クラブ連合会（非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	----------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	120,000	—	670	398	41	20	11	—
令和2年度	120,000	—	990	675	87	30	24	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
- 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用品の個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃（年12回）、草刈り（年12回）が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年に6度建物の点検及び年に1度設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のため、地域の各種団体への働きかけが行われた。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	施設を有効活用し、高齢者の健康維持につながるよう熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域にとって施設が有意義に活用されるよう管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、地域の老人クラブ等他団体と連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	清掃等が定期的に開催されており、地域の他団体と連携した安定的な運営が行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	狭川老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市上狭川クラブ（非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	----------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	84,000	—	320	238	35	10	10	—
令和2年度	84,000	—	680	320	39	15	11	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
- 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用品な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	会計が管理。現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出ししている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃（年12回）及び草刈り（年5回）が実施された。敷地内に防草シートを設置した。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期点検、小修繕が実施された。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小等があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小等があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のため定期的に会議を実施し協議を行った。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の削減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず会員で行った。消耗品の見直しにより経費削減に努めた。節電・節水の徹底を呼びかけた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域的に、市民が集えるような施設もないため重要な施設であるとの認識のもと、熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度の清掃及び消毒だけでなく、定期的な清掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域住民との連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	清掃等が定期的に開催されており、安定的な運営が行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	大柳生老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市大柳生地区万年青年クラブ連合会（非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認	利用者の満足度調査等	—	実地調査 実施日	—
-------------	----------	------------	---	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	84,000	—	660	709	74	10	20	—
令和2年度	84,000	—	690	661	45	10	12	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	平等利用の確保のため会長が調整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用状況記録簿作成、記入定着し精度良く記録できた。利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報は取り扱わないようし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	指定管理料は会計が管理している。現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出している。節電、節水について無駄のない利用を促進し施設全体の経費節約に努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃及び草刈りが実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の使用の都度設備等の点検が行われている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染予防を徹底し、概ね計画どおりに事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染予防を徹底し、概ね計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のためイベント等の機会を利用して施設のPRが行われた。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、利用者の協力を得て行っている。 節電・節水の徹底を実施している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員のみならず利用者の協力を受け管理運営を実施している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者が安全に施設を利用できるよう、設備等の安全管理に力を入れて管理運営がなされた。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度の清掃及び消毒だけでなく、定期的な清掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会等地域の各種団体と事業を共催することで連携をとることができている。	B

5. 総合評価

総合評価	運営会議、清掃等が定期的に開催されており、地域の他団体と連携した安定的な運営が行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	柳生老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市柳生地区万年青年クラブ連合会（非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	----------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	84,000	—	310	269	40	10	11	—
令和2年度	84,000	—	540	318	41	15	11	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
- 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域の各団体の会合の機会を利用して周知を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設利用簿を作成している。利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報である名簿の管理は保管場所に注意して施設内で管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金の取扱は行っておらず、通帳より使用分のみ引き出すようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的な清掃の他、草刈り、樹木の剪定（年1回）が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設点検を定期的に行い安全管理に努めた。避難経路等確認を行った。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のため地域の各種団体に対して施設のPRが行われた。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費及び消耗品費の縮減に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者が気持ちよく利用できる環境の維持を意識した管理運営がなされている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度の清掃及び消毒だけでなく、定期的な清掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会等地域の各種団体と連携をとることができている。	B

5. 総合評価

総合評価	運営会議、清掃等が定期的に開催されており、安定的な運営が行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	梅園老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市紀寺宝寿会	（非公募）	指定の期間 平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告書の確認・実地調査	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	令和4年8月3日
-----------------	---------------	----------------	---	-------------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	84,000	—	70	66	17	5	5	—
令和2年度	84,000	—	130	73	19	5	5	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
- 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会の会合や回覧を利用して周知が行われた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報厳正に管理するとともに不要な個人情報を取り扱わないよう努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金の取扱は行っておらず、通帳より使用分のみ引き出すようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃（年9回）及び草刈り（年2階）を実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年に6度設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小及び中止があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	行事のチラシを作成し各戸へのポスティングや町内回覧への掲載することにより周知を図り、利用の促進に努めた。これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、会員で行った。節電・節水を徹底した。消耗品についても節約に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	定期的に会議を開催し運営についての協議を行う等、役員で協力しての管理運営が実施された。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者が安全に施設を利用できるよう、設備等の安全管理に力を入れて管理運営がなされた。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	会議において意見を聞き取り、運営方針に活かすことができている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会の会議に参加する等して連携をとることができている。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者にとって安全で安心な施設となるよう意識して管理運営がなされている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	石打老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市石打第二梅寿会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告書の確認・ヒヤリング	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	—
-----------------	----------------	----------------	---	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	120,000	—	1,010	967	113	20	31	—
令和2年度	120,000	—	1,900	1,015	106	40	29	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
- 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会、関係団体を通じた周知が行われた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の取り扱いについて、不当に使用しないように注意喚起が行われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は持たないようにし、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	指定管理者、利用者と協力して環境整備が行われた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期点検、維持管理が実施された。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館及び一部事業の制限を実施した。このため実施予定の変更、縮小があり、利用者数等の目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のため地域の諸団体の役員の協力を得て広報が実施された。	B
事業計画書の 内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底を呼びかけている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員及び利用者で協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明白である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域高齢者の憩いの場所として熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	清掃等の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会、婦人会、子供会等との連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	現在、管理運営について利用者の協力を得て行っており、今後も継続していくことが重要である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	桃香野老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市桃香野第三梅寿会（非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和3年8月5日
-------------	---------------	------------	---	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	84,000	—	220	219	21	5	6	—
令和2年度	84,000	—	550	224	20	10	5	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	各サークルで平等に利用されている。万青会長に申し出ることで利用できることの周知はされているとのこと。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各サークルを通じて情報の周知を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	名簿等は会長が管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は持たないようにし、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃（年3回）及び草刈り（年4回）を実施しており、施設は清潔に保たれていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	建物の点検を年4回し、安全管理に努めている。年1回の消防訓練を実施している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため一部事業の制限を 実施した。このため実施予定の中止があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の制限を 実施した。このため実施予定の中止があった。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため利用促進は行なっ ていないが、例年は、自治会等にも施設を利用してもらうことで、施 設を有効に活用している。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮 減が図られるも のであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することにつ いて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、役員で行っている。また節電・節水の徹底を 呼びかけ、施設利用時以外にも近くを通る際には消灯の確認を している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有してい ること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	役員で協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した 管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	自治会等にも施設を利用させるなど、施設の有効活用に取り組 んでいる。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、管理者も 利用者が高齢であり、仕事を持っている人もいるので、運営に参 加していただくのは困難ではあるが総会等で意見を募る機会を 設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るよう にしている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営 がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	自治会の会合等の場において情報発信を行い連携を取ってい る。	B

5. 総合評価

総合評価	多様な団体と連携を取り利用促進を図ることで、当該施設が地域内において必要なものとなっている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	尾山老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市尾山第一梅寿会	（非公募）	指定の期間 平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告書の確認・実地調査	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	令和3年5月7日
-----------------	---------------	----------------	---	-------------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	120,000	—	470	311	49	10	13	—
令和2年度	120,000	—	1,200	471	62	30	17	—
変動の大きい指 標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を 優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周 知されている。	適
	情報公開に対する考え方及 び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	地域の会合の際に会長が伝達する。	適
	法令遵守に対する考え方及 び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	不要な個人情報を取り扱わないよう努めた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	現金は置いておらず、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設 の維持管理について、業務仕様書に定める水準どお りに行われたか。	清掃（年間12回）、草刈り（年間2回）が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方 策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・ 災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定め る水準どおりに行われたか。	消防署の協力を得て防災ビデオを使用しての啓発や避難経路の 確認が実施された。建物の点検（年12回）を行い、安全管理に努 めた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の制限を 実施した。このため実施予定の変更、縮小があり、利用者数等の 目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の制限を 実施した。このため実施予定の変更、縮小があり、利用者数等の 目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	利用促進のため広報活動(町内へのチラシの配布及び回覧への 掲載)が行われた。 これまでトラブル等の報告はない。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮 減が図られるも のであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することにつ いて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費及び消耗品費の縮減に努めた。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有してい ること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	定期的に会議を開催し、運営についての協議がなされた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	利用者が気持ちよく利用できる環境の維持を意識した管理運営 がなされている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、管理者も 利用者も高齢であり、仕事を持っている人もいるので、運営に参 加していただくのは困難ではあるが総会等で意見を募る機会を 設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るよう にしている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営 がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	自治会との連携が取れている。施設周辺は観光客の往来が多く、 便所は観光客が利用しやすいよう常に清潔に維持されている。	B

5. 総合評価

総合評価	地域貢献の意識が強く、これに基づいた事業実施がなされている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	田原老人軽作業場	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市田原地区万年青年クラブ連合会（非公募）	指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
設置目的	老人に、その知識、経験及び趣味を生かして郷土民芸品を製作させることにより生きがいを与える		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和3年4月12日
-------------	---------------	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	114,000	—	520	489	47	10	13	—
令和2年度	114,000	—	730	521	70	30	19	—
変動の大きい指標の変動理由	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の利用制限を行いながら運営した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	会員の個人情報は会長が管理し、役員等限られた人のみ閲覧できるように管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	会計担当者が金銭管理をしている。現金は持たないようにし、その都度必要な分を銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃（年7回）、草刈り（年間3回）が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安は保たれている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮 させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の制限を 実施した。このため実施予定の変更、縮小があり、利用者数等の 目標値を下回った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部事業の制限を 実施した。このため実施予定の変更、縮小があり、利用者数等の 目標値を下回った。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	利用の促進について、老人クラブへの勧誘と合わせて周知を 行っている。 トラブル対応については行政と連携を取り行っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮 減が図られるも のであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営 できているか。創意工夫で経費を縮減することにつ いて、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者各自が経費縮減の意識を持って施設を利用してい ただけるよう周知が行われた。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行 う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者 の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務 の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されて いたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定し た管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が 困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。しかし、指定管理者の高齢化と後継者 不足、施設の老朽化による故障等が将来的に発生することは明 白である。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱 意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱 意や、施設の設置目的の達成に対する意欲がある か。	地域文化の次世代への継承、地域間での連携を目的に事業が 実施された。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、 そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者も高齢ではあるが一定程度協力は得られているとのこと。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者とし て行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針 に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るよう にしている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の生きがいづくりの場とすべく 施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について 認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策 があるか。	地域文化伝承の為の練習場所として事業継続していく意欲があ る。	B

5. 総合評価

総合評価	ゲートボールやグラウンドゴルフでの利用は活発に行われており、施設自体は地域の高齢者の憩いと生きがいの場となっているが、老人軽作業場の本来の設置目的である郷土民芸品の製作での利用については年末等に限定されている。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	児童館4館（横井児童館、古市児童館、東之阪児童館、大宮児童館）	評価主体	子ども未来部 子ども育成課
指定管理者	公益財団法人奈良市生涯学習財団（非公募）	指定の期間	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで（3年間）
設置目的	児童の人権尊重の精神を養うとともに、児童の健全な育成を図るため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・年次報告書の確認（年1回） ・月次報告書の確認（毎月）	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和4年8月10日
-------------	---------------------------------	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度	120,000,000	—	27,600	17,794	270日（4館とも）	—	別紙のとおり	—
令和2年度	102,436,874	—	38,000	19,075	221日（4館とも）	—	別紙のとおり	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
- 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく利用できる児童館の施設特性を理解し、平等に支援を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	指定管理業務仕様書や財団内の要綱等に基づいた対応をとっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守、個人情報の保護及び人権の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	法人が定める定款・規則等を遵守するよう指導する体制の確保に加え、一般公募による評議員・役員の選任など客観的な観点から経営の監視・監督を行う体制を構築している。個人情報保護については、財団の要綱に基づき、個人情報保護方針及び情報セキュリティ基本方針を作成し、適切に保護・管理を行っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	財団事務局において経理業務を一括処理しており、効率化や不透明な処理の防止を図っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全・設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。	施設の清掃等は適切に保たれており、備品等の点検・管理も行えている。また、雨漏りや電球切れ等の施設の不備についても、点検し、適切に対応している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。また、利用者の事故等に対する補償及び賠償について具体的・効果的な方策があるか。	施設内の点検や避難訓練の実施等安全対策を実施している。また、利用者の事故等に対応するため、共済制度に加入している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるものである こと	施設の現状分析	利用状況、満足度調査や他市町村の同様の施設との比較に基づき、当該施設の強み・弱み・機会・脅威等が分析できているか。利用していない者の潜在的なニーズに関する仮説を提示できているか。	児童館の設置目的や施設特性を理解し、定期的に事務担当者会議や館長会議を行う等運営に関する振り返りや方針確認を行っている。 しかし、満足度調査や利用者のニーズ調査については、アンケート等ではなく口頭での確認に留まっている。 今後は、アンケート調査等に基づく利用者の満足度及びニーズ等の見える化を求める。	C
	事業実施計画	施設の設置目的に適い、業務仕様書に定める水準を満たすとともに、具体的・効果的な計画であるか。また、他にない斬新で魅力的な事業提案がなされているか。	各館において体験活動や教室の開催など学びや遊びの機会を確保し、子どもの健全育成を図った。また、子育て親子に対し交流の場の提供、相談・援助を行った。 令和3年度事業計画において記載のあった「中学生・高校生たちが来館しやすい環境づくり」については、中高生の来館がある館もあるものの、既存事業や自主的な施設利用によるものであり、明確な方策や新たな取組の実施は確認できなかった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	児童館だよりの作成により活動状況等の広報を行ったまた、館内で発生したトラブルについても適切に対処し報告している。 昨年度より新型コロナウイルス感染症の影響もあり利用者は減少しているが、各学校とのつながりを今後の利用の促進に活かすよう努めた。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	経費の縮減が図られているか。	提案額内での運営が行われているとともに、適切な内部統制のもと会計処理を行っている。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行 う能力を有している こと	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たし、具体的・効果的であるか。 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策があるか。	職員の雇用については、経験や知見を活かせる人材の採用や、事業が円滑に行えるよう従来の職員を継続雇用する等柔軟な対応を行った。 研修については、職員を対象とした研修及び館長を対象とした研修を各1回実施した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績があり、業務遂行に当たって有効なノウハウを有しているか。	子育て親子の支援や、子どもや家庭を取り巻く諸問題の解決・家庭の教育力向上に関しての実績、ノウハウがある。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	事業計画に沿った事業を展開しているため、安定的に事業を継続できる財務状況であり、団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になるおそれはない。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	各館での活動において、児童館が子どもたちの居場所として安全安心に利用できるよう運営を行ったが、仕様書において規定している「事業モニタリング」の項目の実施や管理運営に関する目標管理の明確化について不十分な点を補う必要がある。	C
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	施設の不具合その他トラブルが発生した際には行政と綿密に連携をとることで迅速に対応している。市の方針を理解し、これに則った管理運営を行っている。 また、新型コロナウイルス感染症における対応についても、市と連携し適切に行った。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域行事への参加等、地域の人々とともに子どもの健全育成に向けた取り組みを行うとともに、地域での展示会における作品展示等、地域に根差した館運営を行った。	B
	児童館ガイドラインに則った運営	児童館の運営等について厚生労働省が定めた「児童館ガイドライン」を踏まえた運営を行っているか。	児童館ガイドラインを理解し運営しているが、中学生及び高校生の居場所づくりやボランティアの育成、多世代でのかかわりなどさらに意欲的な取組を求める。	B

5. 総合評価

総合評価	職員研修の実施や児童館ガイドライン等を参考とした現状・課題分析等については、前年度と比較し改善した点であると考えられるが、仕様書の項目が遵守されていない点については是正が必要である。また、事業計画において記載されていた「中学生及び高校生たちが来館しやすい環境づくり」その他の項目においても、年度内に振り返りを行う等、事業計画に基づいた事業が実施できているか、加えて、利用者のニーズに沿った事業が実施できているか等を評価しながら事業運営を行う必要がある。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

同一の指定管理者が一括して管理運営する公の施設の名称及び評価指標の実績一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%) など	
		令和3年度	令和2年度
1	横井児童館	94	93
2	古市児童館	99	98
3	大宮児童館	73	82
4	東之阪児童館	95	96
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	市立奈良病院	評価主体	健康医療部 医療政策課
指定管理者	公益社団法人 地域医療振興協会（非公募）	指定の期間	平成26年4月 1日から 令和 6年3月31日まで（10年間）
設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・実地調査（年1回）	利用者の 満足度調査等	・施設への意見箱の設置 ・利用者等の苦情対応の窓口を設置	実地調査 実施日	令和3年12月15日
-----------------	--	----------------	---------------------------------	-------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入（千円）		利用者数 （人）			開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
		入院	外来	目標	入院	外来		目標	実績	
令和3年度		7,128,408	3,621,301	—	96,808	186,589	365	—		
令和2年度		7,136,266	3,380,172	—	100,172	183,566	365	—		
変動の大きい指 標の変動理由	平成16年12月に国から移譲を受けてから、建設中の平成24年度で一度減ったものの全体的に患者数は増えている。令和元年度に地域医療支援病院の承認をされ、かかりつけ医との役割分担が強化されたことと、新型コロナウイルス感染症重点・協力医療機関として患者受入を行っていることもあり、入院患者数は前年度より減少した。									
特記事項	医療機関であるため、利用者数及び施設稼働率の目標設定することは、そぐわない。									

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	利用者の公平性は確保されていたか。	公の施設の管理者である団体としての果たすべき社会的任務責任を全うしている。	適
	情報公開に対する考え方及 び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	患者の個人情報の開示要請には、地域医療連携室が窓口となり 診療情報管理室と連携し速やかに手続きを行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及 び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	厚労省策定のガイドラインのほか、独自の個人情報保護マニュアル に基づき、職員に患者情報の守秘義務を徹底させている。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われた か。	協定に基づき事業報告・決算報告を年1回提出させている。令和 2年度は実施できなかったが、例年管理運営協議会において決 算状況・事業実績の報告を委員に対して行っている。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設 の維持管理について、業務仕様書に定める水準のと おり行われたか。	法令等に定められた施設・設備の安全点検等が確実に行われて いる。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方 策	消防設備の点検・整備、および非難（救助）訓練を実 施しているか。 事故発生時には迅速かつ適切な対応と市への報告を 行っているか。	消防法第17条3の3に基づき、定期点検し報告しているほか、年2 回防災訓練を実施している。事故発生時は、臨時医療安全管理 委員会を設置し、市へ速やかに報告をする。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮 させるものであること	事業実施計画	市立奈良病院の管理について、適切かつ円滑に実施し、良質な医療を市民に提供しているか。	例年市と指定管理者で年2回の管理運営協議会を開き、運営市民会議、議会等からの要望に基づき、事業実施計画及び結果報告を協議しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり実施できなかった。	C
	自主事業実施計画	迅速かつ適切な受付業務に努めているか。	H18年度より電子カルテシステムへ移行し、診療情報の効率化が図っている。H22年度から医療費自動精算機と会計番号表示盤の設置により、待ち時間の縮減を図っている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	ホームページを積極活用している。外来患者と入院患者に対して満足度調査を行い、問題点を把握し、サービスの向上へつなげる。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効用を損なわず、施設を管理運営できる額と考えるが経費削減について具体的な方策は充分に示されていない。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有していること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	管理運営に支障はなく適切な人員確保配置であり、各種研修も実施して資質の向上に努めている。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	地域医療振興協会が管理する全国の他の施設の運営実績が効果的に反映している。指定管理をしている市立診療所への、協力体制を整えている。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	平成18年度からは経常利益で黒字計上していたが、移転に伴う費用増加などが主因となり、24年度は赤字となった。平成25年度からは黒字計上に転じ、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも黒字となっている。	A
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成すること のできる団体 であること	業務報告	月別の利用状況、年間の利用状況を定期的に市に報告しているか。	毎月、患者数等の利用状況の報告を確認している。	A

5. 総合評価

総合評価	事業報告書や病院年報及び聞き取り調査による指定管理の実績を評価したところ、全体的に大きな問題はなく、適正に管理運営されており良好であると判断できる。 特に、医師・看護師等の確保に努め診療体制の強化を図ったことや、救急診療体制の強化に努めていること、地域医療支援病院の承認を受け地域のかかりつけ医と適切な役割分担を行っていることは、評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	公益社団法人地域医療振興協会は全国で多数の施設を健全に運営している指定管理者としての実績があるので、この実績や事業のノウハウを活かし、今後も安定的で継続的な管理運営を期待したい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度に引き続き、これまでの実績や事業のノウハウを活かし、安定的で継続的な管理運営がなされている。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市立田原診療所、奈良市立柳生診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所、奈良市立都祁診療所、奈良市立興東診療所	評価主体	健康医療部 医療政策課
指定管理者	公益社団法人地域医療振興協会（非公募）	指定の期間	平成31年 4月1日から 令和 6年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・現地調査（年1回）	利用者の満足度調査等	・施設への意見箱の設置 ・利用者等の苦情対応の窓口に設	実地調査 実施日	令和3年7月7日 令和3年7月28日
-------------	--	------------	--------------------------------	-------------	-----------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(千円)					利用料金収入(千円)					利用者数(人)				
	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東
	令和3年度	10,330	16,876	10,930	30,280	10,330	9,945	45,476	63,068	151,713	4,663	1,407	4,913	6,556	17,280
令和2年度	11,000	17,235	11,600	30,200	11,000	9,730	42,080	61,589	91,298	4,891	1,316	3,995	6,144	11,189	565
変動の大きい指標の変動理由															
特記事項	医療機関の少ない東部地域において安定した医療サービスを行うための診療所であるため、利用者数及び施設稼働率の目標設定することは、そぐわない。														

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	利用者の公平性は確保されていたか。	公の施設の管理者である団体としての果たすべき社会的任務責任を全うしている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	患者の個人情報の開示要請には、担当部署を通じて手続きを行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	厚労省策定のガイドラインのほか、独自の個人情報保護マニュアルに基づき、職員に患者情報の守秘義務を徹底させている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	協定に基づき事業報告・決算報告を年1回提出させている。令和3年度は実施できなかったが、例年管理運営協議会において決算状況・事業実績の報告を委員に対して行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	法令等に定められた施設・設備の安全点検等が確実に行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害時の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	消防法第17条3の3に基づき、定期点検し報告している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に発揮 させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	各診療所とも計画どおりに事業を実施し、成果もあった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	各診療所とも計画どおりに事業を実施し、成果もあった。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各診療所において患者数の減少は見られず、利用の促進等に関しても地域に密着した診療所になるよう努力されている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効用を損なわず、施設を管理運営できる額と考えるが経費削減について具体的な方策は充分に示されていない。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能 力を有していること	職員の配置、勤務体制及び 研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	運営管理に支障はなく適切な人員配置である。勤務体制もできるだけ無駄を省き効率よく仕事が終わることができるよう担当部署からの働きかけが見受けられる。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	他の施設の運営実績が効果的に反映している。各診療所の連携を深め、医師や事務の異動により地域間の違いを効果的に事業に反映されているが、具体的な方策は充分示されていない。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	外来診療収益は昨年度より全体的に増加しているが、医薬品費や人件費等の事業費用を一定程度合い必要となることから経常利益が赤字となる診療所もあり、診療所間の包括的な運営が必要である。	B
その他効果的に公の施設の 設置の目的を達成すること のできる団体 であること		市民ニーズに対しての考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	窓口対応の際での市民からの要望や意見等は反映できるように取り組んだ。	A
		苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情・トラブルに対して、現場にて真摯に対応し、速やかに報告する。市が対処すべき内容については、指定管理者より報告を受け、早急に対応している。	B
		地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	奈良市医師会との連携、住民のケアカンファレンス等にも参画、消防、学校、福祉関係者との連携を行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	診療については、事業計画書どおり適正に実施されている。収支状況については、都祁診療所のみ経常損益で黒字となっている。患者数は都祁以外の診療所において前年度より減少しているが、新型コロナウイルスの影響と思われる。指定管理者が同じということで、市立奈良病院と連携し一体的な運営を図ることができたことは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後とも、財務状況の改善と、診療業務の向上のため良好な管理・運営の継続を求める。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	各診療所ごとに患者数の増減はあるものの僅かであり、経営状況の改善がみられており、安定的な事業運営がなされている。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和3年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市総合医療検査センター	評価主体	健康医療部 医療政策課
指定管理者	一般社団法人 奈良市医師会（非公募）	指定の期間	令和3年 4月 1日から 令和7年 3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の日常の健康増進、疾病の予防及び発見、リハビリテーションまでの包括的な保健医療サービスを効果的に提供することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認 ・事業運営報告会での確認 ・現地調査（年1回）	利用者の満足度調査等	・アンケート調査	実地調査 実施日	令和3年11月17日
-------------	---	------------	----------	-------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和3年度		1,968,273,723	-	466,099	月～土（祝日、12/30～1/5除く）	-		
令和2年度		1,286,811,496	-	394,659	月～土（祝日、12/30～1/5除く） ※4/6～5/10は新型コロナウイルスの影響で閉館	-		
変動の大きい指標の変動理由	コロナ禍におけるPCR検査の受託収入や地域外来検査センター事業、ワクチン接種事業収入による大幅な増収があったため。							
特記事項	検診機関であるため、利用者数及び施設稼働率の目標設定することは、そぐわない。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による制約を受けたが、センターの健康増進事業について、市民だより等により可能な範囲で市民に周知するとともに、検診・検査事業についても、センターHPにより周知を図った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	具体的・効果的な方策が行われたか。	基本協定書に基づき市民が業務に関する情報を得られるよう、文書等の適切な保管に努めた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の取り扱いについては、基本協定書別記「個人情報取扱特記事項」遵守をするとともに、利用者にも掲示により周知を行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	利用拡大により収入増を図るとともに、経費節減に努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に基づき行われたか。	職員による日常点検と専門業者への業務委託により適正に行った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	職員による日常点検と専門業者への業務委託により適正に行った。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業計画書どおりに事業が実施されたか。	事業計画書どおりに各事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	アンケートを実施し、参加者が求めるテーマを中心に健康講座や健康づくり教室を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービス向上について具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか	新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあったものの、健診・検査件数の回復傾向が見られた。また、苦情等に対し迅速な対応に努めた。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと	指定管理料の提案額	指定管理料は支払われない利用料金制により、適正に管理運営されているか。	サービスを維持しながら、管理運営を行った。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制であったか。	利用者の状況に応じた適正な職員配置を行い、サービス維持に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の育成のため、職員の研修・指導に関する具体的な方策が行われたか。	各専門分野の研修会・学会に参加、参加後伝達講習を行い技術向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	団体の財政状況は健全であり、安定的に事業を継続できた。	A
その他効果的に 公の施設の設置の 目的を達成すること のできる団体であ ること		検査業務において、精度管理が適正に行われているか。	日本医師会、日本臨床衛生検査技師会、奈良県臨床検査技師会の外部精度管理調査に参加し、その結果も良く、データの信頼性は担保されている。	A

5. 総合評価

総合評価	本施設の設置目的である「市民の健康の保持・増進、疾病の早期発見及び予防」推進のため、利用者拡大を図るとともに、経費節減や検査業務の精度管理にも努めていることから、指定管理者として適正に運営管理を行っていると評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後とも、財務状況の改善と、健(検)診業務の向上のため良好な管理・運営の継続を求める。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度に引き続き、これまでの実績や事業のノウハウを活かし、安定的で継続的な管理運営がなされている。
-------------------	---